

宇情審答申第8号  
平成12年9月27日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年6月13日付け12宇企職第98号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「失業者の退職手当受給者証の発行について」についての情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成12年4月24日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し「Aにかかる退職に伴う給付金の支払いに関する書類」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、「失業者の退職手当受給者証の発行について（平成11年度起案文書番号第972号）」（以下「本件文書」という。）を請求内容に該当する文書とし、同年5月8日、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

### 3 異議の申立て

平成12年5月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

### 2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見陳述の内容は、概ね異議申立書中の異議申立ての理由4のとおり。
- (3) 意見書は、異議申立人の意思により、提出されなかった。

## 第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

## 第5 本件文書について

本件文書は、特定された個人の「失業者の退職金手当受給資格者証」（以下「受給資格者証」という。）の交付の伺いに係る文書である。

この手続きは、宇治市職員退職手当支給規則（以下「退職手当支給規則」という。）第6条によるものである。

本件文書を構成する文書とその記載内容又は記載項目は、次のとおり。

- 1 起案用紙
- 2 伺い文書
  - ① 当該個人の氏名、退職の理由
  - ② 当該個人が宇治市職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第10条に規定する失業者の退職手当の支給要件を満たすこと
  - ③ 退職手当支給規則第6条により受給資格者証を交付することの伺い
- 3 受給資格者証の写し（当該文書に係る様式は、退職手当支給規則の別記様式第3号に規定している。項目に応じた記載のないものもある。）
  - ① 受給資格者（氏名、性別、年齢、住所又は居所、退職年月日、退職の理由）
  - ② 退職の前6カ月に支払った給与総額
  - ③ 退職者の退職手当算出の基礎となる給与（給料、調整手当、扶養手当、管理職手当、特勤手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、深夜手当、休日手当、合計）
  - ④ 退職当時支給した退職手当の額
  - ⑤ 基準日数
  - ⑥ 待機日数
  - ⑦ 給付日数
  - ⑧ 失業者の退職手当の額
  - ⑨ 失業者の退職手当の日額
  - ⑩ 失業者の退職手当計算
  - ⑪ 退職した職員の氏名
  - ⑫ 公共職業安定所長の証明欄（内容省略）

## 第6 判断

### 1 条例第6条2号本文の該当性について

本件文書に係る情報公開請求が個人を特定した上で行われていることから、当該請求に係る文書を本件文書と特定した段階で、本件文書に係る情報が特定された個人のものであることは明らかである。

また、本件文書は、その記載されている諸項目から、個人の最も基礎的ともいえる収入状況、家族の扶養の状況、住宅の取得・賃貸の状況、通勤に関する状況等までもが具体的に確認することができるものである。このような情報は、当然、通常他人に知られたいくなくと望むことが正当であると認められる。

### 2 条例第6条2号ただし書きの該当性について

退職手当条例第10条に規定する失業者の退職手当の支給額は、雇用保険法及び退職手当支給規則において当該額を算出する計算式に相当する内容が規定

されている。したがって、そのあり方を議論するにあたって必要な情報は一般に明らかにされているといえる。

非違行為により懲戒処分を受けた職員の失業者の退職手当の支給額は、一般の関心事であるとしても、先に述べたような個人の私生活の領域にも深く関わる情報までをも公開する公益上の必要性を認めることはできない。したがって、本件文書に係る情報は、条例第6条第2号ただし書きウに該当しない。

また、本件文書に係る情報は、条例第6条第2号ただし書きア及びイに該当しないことは言うまでもない。

以上より、本件文書は、条例第6条第2号本文に該当するものと判断する。

## 第7 結語

よって結論のとおり答申する。